令和2年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No 1	府省庁名 総務省			
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ()			
要望 項目名	5 G 投資促進税制の創設			
要望内容(概要)	Society5.0の実現に向け、21世紀の基幹インフラである5G及びこれを支える光ファイバの整備を更に促進し、5Gを活用して地域が抱える様々な社会課題の解決を図るとともに、我が国経済の国際競争力を強化するため、税制特例措置を新規に創設する。			
	 対象者 (1) ローカル5G用無線局の免許人 (2) 認定を受けた開設計画に記載されている5G基地局の数を上回る数の基地局を開設した携帯電話事業者 (3) 5G基地局(認定された開設計画に記載されている5G基地局の数を上回って開設されるものに限る。)及びローカル5G基地局の開設に必要となる光ファイバを設置する事業者 (4) 5G基地局の設置に必要な鉄柱等の設備を他事業者に使用させる事業者等 ・特例措置の内容 			
関係条文	対象設備の取得後5年度分の課税標準の特例(軽減割合1/2)			
減収 見込額	[初年度] ▲3,028 (—) [平年度] ▲9,374 (—) (単位:百万円)			
要望理由	(1)政策目的 5G サービスの提供に必要となる ICT インフラの早期全国展開及び円滑導入を支援することにより、多数の地域における経済活性化及び課題解決を実現するとともに、我が国経済の国際競争力強化を実現。			
	(2) 施策の必要性 5Gは、21世紀の基幹インフラとして様々な分野における社会課題解決、生産性向上、国際競争力確保の 観点から、全国への速やかな整備が強く求められる。			
	この点、「成長戦略実行計画(令和元年6月21日閣議決定)」において、「2020年度末までに全都道府県で5Gサービスを開始するとともに、セキュリティの確保に留意しつつ、通信事業者等による5G基地局や光ファイバなどの情報通信インフラの全国的な整備に必要な支援を実施し、2024年度までの5G整備計画を加速する」こととされている。また、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019(令和元年6月21日)」において、「Society5.0の実現に向けて、2020年度末までに全都道府県で5Gサービスを開始するとともに、通信事業者等による5G基地局や光ファイバなどの情報通信インフラの全国的な整備に必要な支援を実施し、2024年度までの5G整備計画を加速する」とされている。更に、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(令和元年6月14日閣議決定)」において、「5Gのサービスを支える基地局や光ファイバなどの情報通信インフラの整備を進めるとともに、5Gによる地域課題解決に向けた開発実証を推進していく」こととされている。			
	本年 11 月に免許申請開始予定のローカル 5 G は、地域や産業分野の個別ニーズに合わせ、地域ごとの課題にきめ細かく対応できることから、その効果が多いに期待される一方、小規模エリアでの免許であるため、導入コストが低廉化していないローカル 5 G 制度の運用開始当初では、ローカル 5 G 導入による採算性を見込			

むことが容易でなく、ローカル5Gサービスの円滑な導入に懸念がある。このため、ローカル5G用無線局の 免許人に対して、税制特例措置を講ずることにより、ローカル5Gの円滑な導入を推進する必要がある。 また、本年4月10日に我が国における最初の5G用周波数の割当てが実施されたところ、国際的には一部の国で5Gサービスが既に開始される中、携帯電話事業者4社の認定計画では、5G基地局の開設予定数は5年間の認定期間の最終2年間に集中しており、特に本年度及び来年度の基地局の設置数は少数にとどまっている。このため、認定を受けた開設計画に記載されている5G基地局の数を上回る数の基地局を開設した携帯電話事業者に対して、税制特例措置を講ずることにより、5G基地局の早期全国展開を推進する必要がある。

加えて、5G サービスの導入・展開に当たっては、それらを支える光ファイバの整備も必要不可欠となる。このため、5G 基地局(認定された開設計画に記載されている5G 基地局の数を上回って開設されるものに限る。)及びローカル5G 基地局の開設に必要となる光ファイバを設置する事業者に対して、税制特例措置を講ずることにより、5G サービスの早期全国展開及び円滑導入を促進する必要がある。

更に、5G の導入に当たっては、移動通信システムの高速化・大容量化や高周波帯の利用のために基地局の小セル化や多セル化が必要となり、新たに多数の基地局を開設することが必要となる。しかしながら、空中線を設置するための鉄柱の設置場所やビル等の物理スペースが限られるだけでなく、景観上の問題から鉄柱等の設置が制約されることが多くなっており、鉄柱等の設備を複数事業者間で共同使用することがこれまで以上に重要となることが想定される。このため、5G 基地局の設置に必要な鉄柱等の設備を他事業者に使用させる事業者等に対して、税制特例措置を講ずることにより、鉄柱等の設備の共同使用を促進する必要がある。

本要望に 対応する 縮減案

ページ | 1—1

合理性	政策体系におけ る政策目的の位 置付け		
	政策の 達成目標		・2022 年度末までに、約 1,500 箇所におけるローカル 5 G の導入を支援し機器の普及を促すことで、導入コストの低廉化・定額化をはかる。 ・現行開設計画において 2022 年度末累計約 3.5 万局とされている基地局整備を加速し、約 1.9 万局の前倒し整備をはかる。 ・約 1,900 箇所における 5 G 基地局の設置に必要な鉄柱等の設備の共同利用を促進する。
		税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	令和2年4月1日から令和5年3月31日まで (3年間)
		同上の期間中 の達成目標	・上記期間中に、約1,500箇所におけるローカル5Gの導入を支援する。 ・上記期間中に、約1,9万局の基地局の前倒し整備をはかる。 ・上記期間中に、約1,900箇所における5G基地局の設置に必要な鉄柱等の設備の共同利用を促進する。
	政策目標の 達成状況		
有効性	要望の措置の 適用見込み		令和2年度 160件 令和3年度 210件 令和4年度 310件
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)		導入コストが低廉化していないローカル5G制度の運用開始当初では、ローカル5G導入による採算性を見込むことが容易でないこと、また、5G用周波数の割当てを受けた携帯電話事業者4社の認定計画では、5G基地局の開設予定数は5年間の認定期間の最終2年間に集中しており、特に本年度及び来年度の基地局の設置数は少数にとどまっていることから、5G関連設備への投資に対するインセンティブを付与することにより、5Gサービスの早期全国展開及び円滑導入が図られ、ひいては、多数の地域における経済活性化及び課題解決を実現するとともに、我が国経済の国際競争力強化を実現。
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置		国税:対象設備に係る特別償却又は税額控除の適用(法人税及び所得税)
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額		
		上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	
	要望の措置の 妥当性		5G サービスの提供に必要となる ICT インフラの早期全国展開及び円滑導入を支援することにより、多数の地域における経済活性化及び課題解決を実現するとともに、我が国経済の国際競争力強化を実現するという政策目標を達成するためには、全国遍く政策効果が行き渡る税制措置を講ずることが適当。
		ページ	1—2

税負担軽減措置等の 適用実績	
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	
前回要望時の 達成目標	
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これまでの要望経緯	
ページ	1—3